報告６

長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

令和２年６月２日

長与町長　吉　田　愼　一

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

第６条中「第２４３条の２第３項」を「第２４３条の２の２第３項」に改める。

第９条第２項中「第６条第２項」を「第７条第２項」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

令和２年３月３１日

長与町長　　吉　田　慎　一